

第1回次年度理事・役員会アジェンダ

2021年12月14日(火)

例会終了後

東館4F「コクーン」

次年度会長テーマ並びに方針に関する件

次年度理事・役員メンバー自己紹介に関する件

議案

- 1 次年度例会数に関する件
- 2 次年度委員会構成に関する件
- 3 次年度事業に関する件
- 4 次年度ガバナー公式訪問に関する件
- 5 事務局賃貸借契約に関する件
- 6 ロータリーカードに関する件
- 7 55周年積立金に関する件
- 8 誕生日等ニコニコ箱寄付金を会費と一括請求することに関する件
- 9 週報ファイルに関する件
- 10 次年度理事・役員会をメーカーキャップ扱いにすることに関する件
- 11 その他
- 12 次回 次年度理事・役員会開催日時決定に関する件

MEMO

2022-2023年度会長方針

2021年12月14日
京都東山ロータリークラブ
会長エレクト吉田 武雄

会長テーマ「広げよう、『輪』を『和』の心で。」

この2年という年月、「コロナ禍」はかつて経験したことのない生活習慣を、現代に生きる我々に課すことになりました。これからどのような毎日が訪れるのか、断言することは誰にも不可能な状況です。

デルタ株による第5波が小康状態であっても、次の波や新たな変異株に対する備えを怠ることは断じてできません。

コロナ禍によって国家間の往来が出来なくなり、自国の生活習慣や国民性について、諸外国との相違を再認識することができたのではないかとの思いがあります。

つまりこの日本という国が、一人一人の国民が、いかに清潔を重んじ、「個」と「集団」のバランスの上で「協調性」を大切にしてきたかということです。

決してグローバリズムや合理化に反意を持つわけではありませんが、海に囲まれて孤立した島国では、隣国との干渉を陸の上で国境を隔てた国々程意識することはなく、比較的温暖な四季の変化を衣食住の切り替えで乗り越えてきた適応力は、生活習慣の変化を極めて小さくすることが可能であると考えます。地球温暖化の一因に人間の活動が認められた本年、合理化の裏側で目を逸らしてきた人間の傲慢さへの反省を、より一層感じなければなりません。

「手に手つないで」広げることが難しいという局面を迎えたロータリアンの『輪』は、日本人の心に受け継がれてきた『和』によって、離れていても繋がりを広げることができると信じ、一年の活動に臨む所存です。

理想的な未来社会を地球規模の視野で展望したときに、生活水準や教育水準等多くの要素で格差の無い状態が究極の目標となります。ポール・ハリスはロータリークラブを設立した20世紀初頭のアメリカを、“当時は実業家にとって同業者は商売がたきだと思えずことが当たりまえでした。もし、どのかたきでも、すぐに廃業においこむことができたなら、してやったりというわけで、あとで良心がとがめることなど、ほとんどなかった”と評されています(1982年国際ロータリー、『ロータリアン必携第3巻、職業奉仕』)。

また、1955年にアメリカ、イリノイ州ラサールで開催されたロータリーの職業関係会議の席で、国際ロータリーの初代事務総長チェスレー・R.ペリーは、「初期のロータリアンたちが、みんな天使のようであったということはありません。(中略)とにかく、品物の質は悪いし、仕事ぶりも最高ではないというので、仲間のロータリー会員でさえも、その顧客になるのをさげ、ましてや、友人に顧客になれとすすめるなど、考えられないような会員もあったのです。」と述べています。

これらの一世紀前、半世紀前の状況を、現代において解決すべき課題に挙げるロータリアンは皆無だと思えます。職業分類上同種の会員が、複数入会できるようになったことがその表れです。しかし

職業奉仕の目指す目標に完成形はありません。どの業種がどれだけ進歩を実現しても、更にその先、より一層満足度の高い状態へと歩みを続けないと、立ち止まってしまったらその位置で終わりを迎えてしまいます。

当然の帰結として立ち止まりはせず、国際ロータリーは汎世界的な理想を目標に現状を把握し、組織を、その機能を、常に改革してゆきます。今後も 2030 年を目途に、ガバナンス体制の変革を目指した SRF 構想を検討していると聞き及んだところです。1 年任期の 34 地区ガバナーに替わり、2~3 年任期の 102 セクションのリーダーがガバナンスを図る体制です。それらを否定する訳ではありませんが、少し以前からの、世界的な体制強化・会員増強を図るための規定変更に対し、違和感を持つロータリアンが生まれていると感じております。

「そこまで規制緩和して、綱紀の緩みは生じないのか」、「会員増強も、“量より質” から“質より量” を重視なのか」等々の違和感です。

その違和感こそ諸外国と我が国との国民性の差異によるものと確信し、国際ロータリーの指針に対し、「和」の心で咀嚼しつつ歩調を合わせる「令和」の東山ロータリークラブを目指します。

具体的な活動については、

- ・ 55 周年の節目を祝うと共に、この機を東山ロータリークラブ創立以来の危機的状況ととらえ、今後の歩みに対し更なる検討を加える。
- ・ 例会の開催に関しては、可能な限りコロナ禍以前の体裁への復帰を目指す。
- ・ 親睦活動については状況を踏まえながらではあるが、コロナ対策を講じた上での新しい切り口を取り入れたい。
- ・ 奉仕活動については、継続可能な事業を、安全確保を優先したうえで実施・継続して頂きたい。
- ・ ただし活動予算の確保が重要課題となるので、継続の最終年を目標とされている社会奉仕事業を重点に据えて臨みたい。必要があれば、特別事業としての位置付けや 55 周年の記念事業との連携も考慮したい。
- ・ 新しい奉仕事業の検討も望むところで、委員会単位の単年度事業であっても、55 周年を記念して行える内容であれば冠を付けての実行をお願いしたい。

等の指針を示させて頂きたくと思いますが、何を置いてもまずは会員お一人お一人の肉体的・精神的健康が第一です。コロナ禍以前は、“健康は、ロータリアンであれば平素からの心得”であったのですが、今は例会や親睦活動の場ですら危険に背中合わせの状態で、とにかく状況を重視しなければなりません。決定・決断の時をできる限り直近まで持ち越し、制限を最大にした場合と最小にした場合の二者を選択肢に構えて頂きたいと望みます

最後に、『令和』という元号について時の首相は、「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」という意味を込めたとのこと。日本には、日本のロータリー理念が息づいていてしかるべきと考え、ウィズコロナであっても可能な限り楽しく和気あいあいとした、『和』の心あふれる一年でありたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

2022～2023年度 理事・役員・委員会構成表（案）

京都東山ロータリークラブ

| | | | |
|--------------------|--------|------------------|--------|
| 会 長（理事・役員） | 吉田 武雄 | S . A . A . （役員） | 茂山 忠三郎 |
| 会 長 エ レ ク ト（理事・役員） | 清水 泰博 | 会 計（役員） | 上村 承生 |
| 直 前 会 長（理事・役員） | 布施 栄一 | 副 幹 事 | 安澤 英治 |
| 副 会 長（理事） | 渡邊 恭章 | 副 幹 事 | 上村 承生 |
| 幹 事（理事・役員） | 竹之内 米貴 | 副 幹 事 | 加藤 文尋 |
| ク ラ ブ 管理運営（理事） | 中塚 浩 | 副 幹 事 | 道端 悠馬 |
| 奉 仕 プロジェクト（理事） | 青山 真由美 | 副 S . A . A . | 井上 正博 |
| 会 員 増 強（理事） | 川勝 裕之 | 副 S . A . A . | 江向 耕一郎 |
| ク ラ ブ 戦略策定（理事） | 坂田 均 | 副 S . A . A . | 大倉 英士 |
| 55周年実行委員会（理事） | 松井 信五 | 副 会 計 | 中村 吉晴 |
| 無 任 所（理事） | 小森 直之 | | |

| 委 員 会 | 委 員 長 | 副 委 員 長 | 委 員 |
|---------------------|--------|---------|--|
| クラブ管理運営 クラブ奉仕・出席 | 中塚 浩 | 岡武 和暁 | 安倍 秀風・寄本 猛・安澤 英治・橋本 幸司 |
| 親睦活動 | 安倍 秀風 | 高橋 一也 | 深海 季生・赤木 厚・藤居 一彦・森田 早苗・永井 智亮・大倉 英士・江向 耕一郎 池田 敏子・加藤 文尋・道端 悠馬・坂根 克介 |
| プログラム | 岡武 和暁 | 関根 淳子 | 佐貫 将一・坂田 均 |
| 会報・記録 | 寄本 猛 | 中村 吉晴 | 小林 一恵 |
| 姉妹クラブ | 安澤 英治 | 郡 正樹 | 鈴木 敏治・山田 幸一郎 |
| ニコニコ箱 | 橋本 幸司 | 布施 栄一 | 井川 正隆・村岡 正浩・松下 明史 |
| 奉仕プロジェクト | 青山 真由美 | 平野 俊雄 | 山田 幸一郎・高橋 一也・内藤 葉子 |
| 社会奉仕 | 青山 真由美 | 渡邊 恭章 | 村田 好謙・中川 公孝・森田 早苗・道端 悠馬・江向 耕一郎・加藤 文尋 井上 正博・松下 明史・赤木 厚 |
| 国際奉仕 | 山田 幸一郎 | 永井 智亮 | 本田 修造 |
| 職業奉仕 | 平野 俊雄 | 福留 幸一 | 坂根 克介 |
| 青少年奉仕 | 高橋 一也 | 安倍 秀風 | 茂山 忠三郎・大倉 英士 |
| インターアクト | 内藤 葉子 | 郡 正樹 | 岡武 和暁・寄本 猛 |
| 会員増強 | 川勝 裕之 | 小森 直之 | 安倍 秀風・高橋 一也・渡邊 恭章 |
| 規定審議 | 村岡 正浩 | 中村 弘吉 | 稲本 初弥・大倉 英士・末松 哲夫 |
| ロータリー情報 | 川中 文嗣 | 小坂 文夫 | 磯田 好計・谷川 博造・道端 悠馬 |
| 会員選考 | 中村 弘吉 | 中村 翠嵐 | 木村 安輝・小山 信一 |
| 広報・雑誌 | 中西 敏之 | 池田 敏子 | 村田 好謙 |
| ロータリー財団 資金推進 | 中川 公孝 | 澤田 敦子 | 内藤 葉子・藤居 一彦 |
| 米山記念奨学 | 池田 敏子 | 清水 泰博 | 井上 武雄 |
| クラブ戦略策定 | 坂田 均 | 稲本 初弥 | 平野 俊雄・岡武 和暁・中村 吉晴・吉田 武雄・布施 栄一・清水 泰博・竹之内 米貴 |
| 京都マラソン | 中西 敏之 | 加藤 文尋 | 道端 悠馬・橋本 幸司・赤木 厚・藤居 一彦・佐々木 虚室 |

特別委員会

| | | | |
|-------------|-------|-------|-------|
| ロータリー財団・補助金 | 永井 智亮 | 井川 正隆 | 本田 修造 |
| 55周年実行委員会 | 松井 信五 | | |

| | | |
|----------------|---------------------------|-------|
| 国際ロータリー第2650地区 | 地 区 インターアクト委員会 委員 | 寄本 猛 |
| | 地 区 ロータリー財団資金推進委員会 委員 | 井川 正隆 |
| | 地 区 ロータリー財団グローバル補助金委員会 委員 | 永井 智亮 |
| *会計監査：小坂 文夫 | | |

| 月 | 日 | 例会回数 | クラブ行事 | RI行事 | アッセンブリ | フォーラム スピーチ | 情報集会 | 講師 |
|---------------------------------|----|------|-------------------------------|------|--------|----------------|------|----------------|
| 7 | 5 | 2568 | 初例会 第1回理事会 | | | 就任挨拶① | | |
| | 8 | 2569 | ガバナー公式訪問(東RCと合同) | | | | | |
| | 19 | 2570 | クラブ・デー | | | 就任挨拶② | | |
| | 26 | 2571 | ライトランチ | | | 55周年 実行委員会① | | |
| 会員増強・新クラブ結成推進月間 | | | | | | | | |
| 8 | 2 | 2572 | クラブ・デー 第2回理事会 | | | クラブ管理運営 | | |
| | 7 | 2573 | 納涼家族例会(8/9から移動) | | | | | |
| | 16 | 例会 | | | | | | |
| | 23 | 2574 | 追悼例会 | | | | | リーダー 会議 |
| | 30 | 2575 | ライトランチ | | | 会員増強 | | |
| 基本的教育と識字率向上月間・ロータリーへの友月間 | | | | | | | | |
| 9 | 6 | 例会 | | | | | | |
| | 13 | 2576 | クラブ・デー 第3回理事会 | | | 前年度決算報告 | | 1組 |
| | 20 | 2577 | 敬老のお祝い 指名委員選挙 | | | | | |
| | 27 | 2578 | \$100万ランチ 前期クラブ戦略 策定委員会 | | | | | 2組 |
| 地域社会の経済発展月間・米山月間 | | | | | | | | |
| 10 | 4 | 2579 | クラブ・デー 第4回理事会 | | | | | 3組 |
| | 11 | 例会 | | | | | | |
| | 18 | 2580 | 米山ランチ | | | 米山義学生 スピーチ | | 4組 |
| | 25 | 2581 | | | | クラブ戦略策定 | | |
| ロータリー一財団月間 | | | | | | | | |
| 11 | 1 | 2582 | クラブ・デー 第5回理事会 | | | | | 5組 |
| | 8 | 2583 | ライトランチ | | | ロータリー財団 | | |
| | 15 | 2584 | 夜間例会① | | | | | |
| | 22 | 例会 | | | | | | |
| | 29 | 2585 | | | | | | ○ |
| 疾病予防と治療月間 | | | | | | | | |
| 12 | 6 | 2586 | クラブ・デー 年次総会 第6回理事会 | | | | | |
| | 13 | 2587 | ライトランチ 次年度理事会① | | | | | 55周年 実行委員会② |
| | 20 | 2588 | 年忘れ家族例会 | | | | | |
| | 27 | 例会 | | | | | | |

例会数 4.2回
(ライトランチ8回 米山ランチ2回 \$100万ランチ2回)

周年クラブ 9

○プログラム委員会 講師・他手配

卓話 (6回)

夜間例会 (2回)

| 月 | 日 | 例会回数 | クラブ行事 | RI行事 | アッセンブリ | フォーラム スピーチ | 情報集会 | 講師 |
|--------------------|----|------|----------------------------|------|--------|-----------------------------|------|----------------|
| 職業奉仕月間 | | | | | | | | |
| 1 | 3 | 例会 | | | | | | |
| | 10 | 2589 | 新春例会 年男女放談 第7回理事会 | | | | | |
| | 17 | 2590 | クラブ・デー 次年度理事会② | | | | | |
| | 24 | 2591 | ライトランチ | | | | | ○ |
| | 31 | 2592 | | | | 職業奉仕 | | |
| 平和構築と紛争予防月間 | | | | | | | | |
| 2 | 7 | 2593 | クラブ・デー 第8回理事会 | | | | | |
| | 14 | 2594 | ライトランチ 次年度理事会③ | | | | | ○ |
| | 19 | 2595 | 京都マラソン(2/21から移動) | | | | | |
| | 28 | 例会 | | | | | | |
| 水と衛生月間 | | | | | | | | |
| 3 | 7 | 2596 | クラブ・デー 後期クラブ戦略 策定委員会 | | | | | |
| | 14 | 2597 | | | | 中間収支報告 | | 国際奉仕 |
| | 21 | 祝日休会 | | | | | | |
| | 28 | 2598 | \$100万ランチ | | | | | 55周年 実行委員会③ |
| 母子の健康月間 | | | | | | | | |
| 4 | 4 | 2599 | 55周年記念式典例会 | | | 地区大会 4/8~9 大津プリンス | | |
| | 11 | 2600 | クラブ・デー 第10回理事会 | | | | | |
| | 18 | 2601 | 米山ランチ 後期会長会 | | | (次年度予算案) | | 社会奉仕 |
| | 25 | 例会 | | | | | | |
| 青少年奉仕月間 | | | | | | | | |
| 5 | 2 | 例会 | | | | | | |
| | 9 | 2602 | クラブ・デー 第11回理事会 | | | | | |
| | 16 | 2603 | | | | | | 青少年奉仕 |
| | 23 | 2604 | 夜間例会② | | | | | |
| | 30 | 2605 | ライトランチ | | | 国際大会 5/27~31 メルボルン(オーストラリア) | | ○ |
| ロータリー親睦活動月間 | | | | | | | | |
| 6 | 6 | 2606 | クラブ・デー 第12回理事会 | | | | | |
| | 13 | 2607 | ライトランチ 次年度理事会⑦ | | | | | ○ |
| | 20 | 2608 | ヤレヤレ例会 | | | | | |
| | 27 | 2609 | 最終例会 | | | | | 退任挨拶 |

社会奉仕事業 事業計画書

| | | | | | | |
|---------------|-------------------------------------|---------|----------|--------------------|---------------------------|----------|
| クラブ名 | 京都東山 | | ロータリークラブ | | | |
| 奉仕事業名 | 未来へとつなぐ水の路 | | | | | |
| 実施場所 | 大津閘門及び蹴上上下船場・陵ヶ岡小学校他 | | | | | |
| 実施期日 | 2021 年 10 月 22 日 ~ 2022 年 12 月 20 日 | | | | | |
| 対象者 | 陵ヶ岡小学校他京都市内の小学校 4 年生及び聴覚障害学校児童 | | | | | |
| 事業に関わる 総人数 | RC 会員 | 30 名 | その他内訳 | 小学 4 年生 () 先生 () | 総数 | 10,000 人 |
| 主催者等 | 主催者 | 京都東山 RC | | 後援 | 京都市・京都市上下水道局・ 京都市教育委員会 | |

事業内容 概略

1. 事業名 「未来へとつなぐ水の路」

2. 事業の目的

視聴覚教材による琵琶湖疏水船のバーチャル体験を通して、明治時代に考えられ造られた水路が京都に水を運び、現代までずっとその役目を続けていること、そしてたくさんの方が琵琶湖疏水によって運ばれた水を使い、これからも使い続けていくとということを感じるにより、約 130 年前の人々の思いを未来へとつないでいこうとする心を育てる。

3. 事業にあたり

(1) 実態について

京都市の小学校では、第 4 学年において琵琶湖疏水についての学習をする。しかし、その内容は琵琶湖疏水の概要だけにとどまり、身近な生活へと結び付けて考えさせるためには不十分であると考えている。

琵琶湖から京都へと水を運ぶことは、明治時代の人々の願いであり夢であった。それを実現し、今もなお京都へと水を運んでいる琵琶湖疏水とは、京都の人々とともに生きている日本遺産でもある。だからこそ、もっと身近のものと捉え、自分たちの生活に深く関わりあるものとして考えてほしいと思う。

そこで本事業では、琵琶湖疏水船に乗って撮影・編集した動画を作成し、子どもたちに琵琶湖疏水船に乗ったかのようなバーチャル体験をさせたいと考えている。実際の疏水を目の当たりにすることにより、先人たちの苦労や琵琶湖疏水が京都にもたらす恵みの偉大さに気づいてほしいと願っている。

そのことにより、子どもたちが水の大切さと向き合い、琵琶湖疏水について改めて考える機会としたい。また、学習したことを実際の生活に具体的に生かそうとする実践力を身につけさせることが特に重要であると考えている。

(2) 教材について

琵琶湖から京都へと水を引くという明治の人々の思いが形になった琵琶湖疏水を、子どもたちが疑似探検できる視聴覚教材としたい。琵琶湖疏水船に実際に乗って撮影をすることにより、船からしか見ることができない数々の苦勞の跡、そして大いなる恵みを湛える琵琶湖の情景や疏水付近に遺された遺産を1本の動画にまとめることにより、明治の人々の夢が実現するまでの軌跡をバーチャル体験してほしいと願っている。また、実際に船のガイドをされている方のナビゲーションにより肌で感じたことがさらに地域に密着したものになると予想される。さらに、オープニングとエンディングに手話を取り入れ、間には字幕を挿入することにより、聴覚障害を持った子どもたちにも学習の機会を提供できるであろうと考える。

身近な地域の様子を視覚に訴えることで、琵琶湖疏水そのものを自分自身に関わるものとして捉え、今まではただあるものとししか捉えなかった琵琶湖疏水とそれを取り巻く現状について考え、地域の宝として京都市にある日本遺産として、未来へとつないでいこうとする心を育んでいけるような教材としたい。

4. 事業の計画

(1) 事業における具体的な取り組み

- 1) 琵琶湖疏水船に乗ったかのようなバーチャル探検ができる動画「SOSUI TANKEN SCHOOL」の作成
→プレスしたものを京都市内の小学校及び聴覚障害の学校、上下水道局に配布
- 2) 動画「SOSUI TANKEN SCHOOL」とリンクさせた「疏水探検マップ」の作成
→京都市内の小学校158校(分校1含む)の小学4年生(約10,000部)
→京都市内の聴覚障害の学校の生徒に寄贈
→疏水記念館に寄贈(約5,000部)
- 3) 水の路HPに今年度のコンテンツを追加・授業後の感想を追加・活動報告追加
- 4) 小学校(陵ヶ岡小学校・東山区の小学校:1校)第4学年へ出前授業
- 5) 琵琶湖疏水の授業の興味関心づけとして、出前授業を行う陵ヶ岡小学校の4年生(56名)を対象に教育乗船(琵琶湖疏水船への乗船体験)の実施(9月20日過ぎの訓練日を予定)

(2) スケジュール

| | 2021年 10月 | 11月 | 12月 | 2022年 1月 | 2月 | 4月~8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---------|--------------|-------------|------|-------------|--------------|---------|---------|------------|-----------------------------------|-----|
| 琵琶湖疏水撮影 | 10/22/25/29 | 11/19/22 | 動画編集 | DVDプレス | 配布 | | | | | |
| 疏水探検マップ | | データ制作 | | 印刷 | 配布 | | | | | |
| ホームページ | | デザイン&ローディング | PG | | コンテンツ本アップ | | | 子どもたちの声アップ | 活動報告アップ | |
| 教育乗船 | | | | | | 事前打ち合わせ | | | 教育乗船(陵ヶ岡小学校) ● 9月20日以降の訓練日(1日) | |
| 出前授業 | | | | | 4月頃 打ち合わせ | | 授業打ち合わせ | | 10~11月頃 出前授業 | |

事業計画書・予算書 事業名 「 未来へとつなぐ水の路 」

京都東山ロータリークラブ
 第1回 次年度理事会 御中

作成者:社会奉仕委員会委員長 青山真由美

事業計画予算額 2,862,860 円
 <現時点の残額 0 円>

(事業収支予算書)

(単位:円)

| 項目 | (前年度決算額) | 本年度予算額 | 備考 |
|--------|----------|--------|----|
| <収入の部> | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 収入合計 | | | |

| | | | |
|-------|--|-------|-------------|
| 事業名 | 未来へとつなぐ水の路 | | |
| 実施日 | 2021年 10月22日(金)～2022年12月20日(火) | | |
| 実施場所 | 琵琶湖疏水及び京都市内小学校(158校)・聴覚障害学校 | | |
| 動員予定数 | 会員 30名 | 小学生 名 | 合計 約10,000名 |
| | 先生 名 | | |
| 事業目的 | <p>視聴覚教材による琵琶湖疏水船のバーチャル体験を通して、明治時代に考えられ造られた水路が京都に水を運び、現代までずっとその役目を続けていること、そしてたくさんの方が琵琶湖疏水によって運ばれた水を使い、これからも使い続けていくということを感じるにより、約130年前の人々の思いを未来へとつないでいこうとする心を育てる。</p> | | |

| 項目 | (前年度決算額) | 本年度予算額 | 備考 |
|-----------|----------|-----------|---------------------------|
| <支出の部> | | | |
| 乗船撮影費 | | 385,000 | 乗船撮影2日・ナレーション・インサート(1.5日) |
| 撮影追加費 | | 55,000 | インサート |
| 編集費 | | 660,000 | |
| DVDプレス | | 101,400 | 500枚 |
| 探検マップ作製 | | 880,000 | 15,000部 |
| HPコンテンツ追加 | | 275,000 | |
| 教育乗船費用 | | 346,500 | |
| バス代 | | 79,600 | |
| 地下鉄運賃 | | 8,360 | 御陵⇄蹴上 |
| 出前授業諸経費 | | 22,000 | |
| 予備費 | | 50,000 | |
| | | | |
| | | | |
| 支出合計 | | 2,862,860 | |

次年度収支予算案

2022年7月1日～2023年6月30日



京都東山ロータリークラブ

次年度会長 吉田 武雄

次年度幹事 竹之内 米貴

次年度会計 上村 承生

収入算定基礎について

(円)

| | 2020～2021予算 | 2021～2022予算 | 2022～2023予算 | 備 考 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|--------------------------------------|
| 会員数 | 65 | 62 | 61 | |
| 年間例会数 | 42 | 42 | 42 | 休会10回 |
| 例会食事代（1回・円） | 4,190 | 4,190 | 4,200 | 通常食34回 (内2回は米山ランチ 2回は\$100ランチ) |
| | 2,200 | 2,200 | 2,200 | ライトランチ8回 |
| 会員例会出席率平均（%） | 75 | 75 | 75 | |
| 為替レート（US\$1・円） | 108 | 104 | 114 | 1/1ロータリーレート |
| 新会員入会見込み数（上期・人） | 3 | 3 | 3 | |
| 新会員入会見込み数（下期・人） | 3 | 3 | 3 | |
| 来客数平均（人） | 1.1 | 1.1 | 1.1 | |

本年度会費について

(円)

| | | | | |
|---------------|---------|---------|---------|-----------|
| R I 分担金その他納入金 | 54,222 | 53,896 | 54,711 | |
| 年会費 | 345,778 | 346,104 | 345,289 | |
| 55周年記念事業積立金 | 10,000 | 40,000 | 40,000 | 10,000×4回 |
| 55周年記念式典登録料 | 0 | 0 | 0 | |
| 1/4半期納入金 | 102,500 | 110,000 | 110,000 | |

新会員入会金について

(円)

| | | | | |
|--------|---------|---------|---------|--|
| 新会員入会金 | 150,000 | 150,000 | 150,000 | |
|--------|---------|---------|---------|--|

R I 分担金・納入金及びクラブ分担金（一人当たり）

(円)

| | 2020～2021予算 | 2021～2022予算 | 2022～2023予算 | 備 考 |
|----------------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 本部人頭分担金 | 7,560 | 7,280 | 7,980 | \$70.00 |
| 地区資金分担金 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | |
| 国際青少年交換特別資金分担金 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | |
| ガバナー事務所分担金 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | |
| 地区大会分担金 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | |
| I M分担金 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | |
| 世界社会奉仕事業分担金 | 0 | 0 | 0 | |
| 規定審議委員会派遣分担金 | 162 | 156 | 171 | \$1.50 |
| 機関誌（Rの友）購読料 | 2,640 | 2,640 | 2,640 | |
| 機関誌（G月信）購読料 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | |
| ロータリー財団 普通寄付金 | 1,080 | 1,040 | 1,140 | \$10 |
| 米山記念奨学金 普通寄付金 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | |
| 新世代育成基金特別分担金 | 0 | 0 | | |
| R I 分担金・納入金 計 | 46,442 | 46,116 | 46,931 | |
| 地区協議会諸費用 | 1,170 | 1,170 | 1,170 | |
| 24RC ロスター | 4,290 | 4,290 | 4,290 | |
| ロータリー手帳 | 710 | 710 | 710 | |
| 東山ロータリー手帳 | 830 | 830 | 830 | |
| 週報ファイル | 780 | 780 | 780 | |
| クラブ分担金 計 | 7,780 | 7,780 | 7,780 | |
| R I 分担金・納入金、クラブ分担金 計 | 54,222 | 53,896 | 54,711 | |

収支予算書

本会計

(円)

| 収入の部 | | 支出の部 | |
|-------------------------------------|------------|-------------------------------------|------------|
| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
| RI分担金・クラブ分担金 (@ 54,711×61名) | 3,337,371 | RI分担金・クラブ分担金 (@ 54,711×61名) | 3,337,371 |
| 年会費 (@345,289×61名) | 21,062,629 | クラブ奉仕活動費 | 4,170,000 |
| | | クラブ運営費 | 16,716,800 |
| | | 寄付・協力金勘定 | 100,000 |
| 来客食事代 (1.1×4,200×34、1.1×2,300×8) | 177,320 | 来客食事代 (1.1×4,200×34、1.1×2,200×8) | 176,440 |
| | | 予備費等 | 76,709 |
| 計 | 24,577,320 | 計 | 24,577,320 |

ニコニコ会計

(円)

| | | | |
|-----------|-----------|-------------|-----------|
| ニコニコ箱 | 3,300,000 | 奉仕プロジェクト活動費 | 3,300,000 |
| ニコニコ会計繰越金 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | 3,300,000 | 計 | 3,300,000 |

特別会計

(円)

| | | | |
|--------------|-----------|--------------|-----------|
| ロータリー財団特別寄付金 | 1,220,000 | ロータリー財団特別寄付金 | 1,220,000 |
| 米山記念奨学会特別寄付金 | 1,220,000 | 米山記念奨学会特別寄付金 | 1,220,000 |
| 希望の風奨学金 | 200,000 | 希望の風奨学金 | 200,000 |
| | | | |
| 計 | 2,640,000 | 計 | 2,640,000 |

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 合 計 | 30,517,320 | 合 計 | 30,517,320 |
|-----|------------|-----|------------|

積立金その他特別勘定

(円)

| | | | |
|------------------|-----------|--------------|-----------|
| 積立金(@40,000×61名) | 2,440,000 | 55周年記念事業特別会計 | 2,440,000 |
|------------------|-----------|--------------|-----------|

新会員入会金

(円)

| | | | |
|------------------|---------|-------|---------|
| 入会金(@150,000×6名) | 900,000 | 特別予備費 | 900,000 |
|------------------|---------|-------|---------|

支出の部

本会計

1. R I 分担金・その他納入金（R I 分担金及びクラブ分担金）

(円)

| | 2020～2021予算 | 2021～2022予算 | 2022～2023予算 | 備 考 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 本部人頭分担金 | 450,240 | 491,400 | 486,780 | |
| 地区資金分担金 | 670,000 | 650,000 | 610,000 | |
| 国際青少年交換特別資金分担金 | 67,000 | 65,000 | 61,000 | |
| ガバナー事務所費分担金 | 335,000 | 325,000 | 305,000 | |
| 地区大会分担金 | 670,000 | 650,000 | 610,000 | |
| I M 分担金 | 201,000 | 195,000 | 183,000 | |
| 世界社会奉仕特別資金分担金 | 0 | 0 | 0 | |
| 規定審議委員会派遣分担金 | 11,256 | 10,530 | 10,431 | |
| 機関誌（Rの友）購読料 | 173,664 | 171,600 | 161,040 | |
| 機関誌（G月信）購読料 | 67,000 | 65,000 | 61,000 | |
| ロータリー財団 普通寄付金 | 75,040 | 70,200 | 69,540 | |
| 米山記念奨学金 普通寄付金 | 335,000 | 325,000 | 305,000 | |
| 新世代育成基金特別分担金 | 0 | 0 | 0 | |
| 地区協議会諸費用 | 78,390 | 76,050 | 71,370 | |
| 24RC ロスター | 268,000 | 278,850 | 261,690 | |
| R手帳・東山手帳・週報ファイル | 151,420 | 150,800 | 141,520 | |
| | | | | |
| 計 | 3,553,010 | 3,524,430 | 3,337,371 | |

2. 寄付・協力金関係

(円)

| | | | | |
|------------------|---------|---------|---------|--|
| ベネファクター寄付金 | | | | |
| ローターアクト提唱クラブ分担金 | 0 | 0 | 0 | |
| ローターアクト特別分担金 | 0 | 0 | 0 | |
| ローターアクト未提唱クラブ分担金 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | |
| インターアクト提唱クラブ分担金 | 80,000 | 80,000 | 80,000 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | |

3. クラブ奉仕活動費

(円)

| | 2020～2021予算 | 2021～2022予算 | 2022～2023予算 | 備 考 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 会員増強・拡大委員会 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | |
| 会員選考委員会 | 0 | 0 | 0 | |
| ロータリー情報委員会 | 0 | 0 | 10,000 | |
| 規定審議委員会 | 0 | 0 | 0 | |
| ニコニコ箱委員会 | 0 | 0 | 0 | |
| 米山記念奨学委員会 | 0 | 0 | 0 | |
| 姉妹クラブ委員会 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | |
| ロータリー財団委員会 | 0 | 0 | 0 | |
| 広報・雑誌委員会 | 0 | 0 | 0 | |
| クラブ管理運営委員会 | 0 | 0 | 350,000 | 会長ほかハッチ、祝い品 |
| クラブ奉仕・出席委員会 | 350,000 | 350,000 | | |
| 親睦活動委員会 | 2,500,000 | 2,500,000 | 2,500,000 | |
| プログラム委員会 | 400,000 | 400,000 | 300,000 | |
| 会報・記録委員会 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | |
| S. A. A. | 250,000 | 250,000 | 250,000 | |
| クラブ戦略策定委員会 | 250,000 | 50,000 | 50,000 | |
| 地区セミナー登録料 | 60,000 | 60,000 | 60,000 | |
| 予備費 | 150,000 | 150,000 | 0 | |
| 計 | 4,610,000 | 4,410,000 | 4,170,000 | |

4. クラブ運営費

(円)

| | 2020～2021予算 | 2021～2022予算 | 2022～2023予算 | 備 考 |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------|
| ①例会費（小計） | 9,400,000 | 8,400,000 | 8,350,000 | |
| 会食費 | 8,500,000 | 7,500,000 | 7,400,000 | |
| 諸経費 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | |
| 会議室賃借料 | 650,000 | 650,000 | 700,000 | |
| ②集会費（小計） | 450,000 | 600,000 | 400,000 | |
| 会長・幹事会費 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | |
| 諸経費 | 0 | 0 | 0 | |
| ガバナー公式訪問費 | 150,000 | 300,000 | 100,000 | |
| ③渉外費（小計） | 330,000 | 160,000 | 400,000 | |
| 慶弔費 | 270,000 | 100,000 | 350,000 | 周年クラブ数9 |
| 会場運営雑費 | 60,000 | 60,000 | 50,000 | |
| ④事務局費 | 7,894,800 | 7,894,800 | 7,566,800 | |
| 事務室賃借料その他 | 2,494,800 | 2,494,800 | 2,494,800 | |
| 事務室光熱費 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | |
| 人件費（法定福利費共） | 4,000,000 | 4,000,000 | 3,500,000 | |
| 通信費 | 350,000 | 350,000 | 350,000 | |
| 事務用品費 | 150,000 | 150,000 | 140,000 | |
| 消耗品費 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | |
| 備品費 | 0 | 0 | 0 | |
| 事務機器賃借料 | 370,000 | 370,000 | 350,000 | |
| 印刷費及び文献費 | 150,000 | 150,000 | 150,000 | |
| 修繕費 | 0 | 0 | 0 | |
| 振込手数料 | 80,000 | 80,000 | 90,000 | |
| ホームページ維持費 | 140,000 | 140,000 | 132,000 | |
| 退職手当積立金 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | |
| 退職金 | 0 | 0 | 0 | |
| 雑費及び予備費 | 0 | 0 | 200,000 | 決算料その他 |
| 計 | 18,074,800 | 17,054,800 | 16,716,800 | |

5. 予備費等

(円)

| | | | | |
|-------|---------|-----------|---------|--|
| 来客食事代 | 178,200 | 176,440 | 176,440 | |
| 予備費 | 272,181 | 2,164,214 | 76,709 | |
| 計 | 450,381 | 2,340,654 | 253,149 | |

ニコニコ会計

1. 奉仕プロジェクト活動費（クラブ奉仕部門を除く）

(円)

| | 2020～2021予算 | 2021～2022予算 | 2022～2023予算 | |
|---------------|-------------|-------------|-------------|--|
| 職業奉仕委員会 | 0 | 0 | 0 | |
| 社会奉仕委員会 | 700,000 | 500,000 | 100,000 | |
| 国際奉仕委員会 | 600,000 | 100,000 | 100,000 | |
| 青少年奉仕委員会 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | |
| インターアクト委員会 | 420,000 | 300,000 | 300,000 | |
| 社会奉仕特別事業 | 0 | 1,000,000 | 2,500,000 | |
| 京都マラソン | 100,000 | 100,000 | 100,000 | |
| 奉仕プロジェクト活動予備費 | 335,000 | 0 | | |
| ニコニコ会計繰入 | | | | |
| 計 | 2,355,000 | 2,200,000 | 3,300,000 | |

特別会計

(円)

| | | | | |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|--|
| ロータリー財団特別寄付金 | 1,300,000 | 1,300,000 | 1,220,000 | |
| 米山記念奨学会特別寄付金 | 1,300,000 | 1,300,000 | 1,220,000 | |
| ポリオプラスへの寄付金 | 0 | 0 | | |
| ベネファクター寄付金 | 0 | 0 | | |
| ロータリー希望の風奨学金への寄付金 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | |
| 計 | 2,800,000 | 2,800,000 | 2,640,000 | |

(円)

| | | | | |
|--------|------------|------------|------------|--|
| 支出合計 | 33,178,200 | 31,176,440 | 30,517,320 | |
| 当期収支差額 | | | | |
| 次年度繰越金 | | | | |

積立金その他特別勘定

(円)

| | | | | |
|--------------|---------|-----------|-----------|--|
| 55周年記念事業特別会計 | 650,000 | 2,520,000 | 2,440,000 | |
| 計 | 650,000 | 2,520,000 | 2,440,000 | |
| 積立金累計 | | | | |
| 55周年記念事業特別会計 | | 3,170,000 | 5,610,000 | |



GEO 発第 5 号

2021 年 10 月 12 日

国際ロータリー第 2650 地区
ロータリークラブ
会長エレクト 様

国際ロータリー第 2650 地区
ガバナーエレクト 尾賀 康裕
幹事長予定者 田中 勝

2022-23 年度 ガバナー「合同公式訪問」についてのお願い

拝啓 深秋の候、貴クラブにおかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素よりロータリー活動にご尽力賜り、また地区の運営にご支援ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、2022-23 年度の公式訪問につきましては、コロナの終息を願い年度開始(7 月)から開始します。また、実施時点の状況を捉えてガイドライン等に沿った対応をお願いしたいと考えております。

例年通り、公式訪問時のアッセンブリーは行わず、クラブ役員・理事様との懇談会のみとさせて頂きたいと存じます。

事前にガバナー補佐がアッセンブリーに出席し、各クラブの課題やご質問を整理させて頂いたうえで、当日はそれに基づいた懇談をさせて頂き、有意義で活発な懇談会にしたいと存じますので、何卒ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

合同公式訪問実施につきましては、具体的には

- ① 過去に合同公式訪問実施のクラブ
- ② 合同例会を実施されているクラブ
- ③ 親クラブ、子クラブの関係にあたるクラブ
- ④ 例会場が同じ会場のクラブ
- ⑤ 近隣の親しいクラブ

などが考えられます。是非とも合同公式訪問の実施に向けてご検討賜りますようお願い致します。

なお、公式訪問日程がすべて終了した後、ご要請があれば、日を改めて訪問し、アッセンブリー等に出席させて頂く機会を設けたいと存じます。

複数クラブによる合同公式訪問の実施にご同意頂ける場合は、お相手のクラブとご調整のうえ、12 月 10 日(金)までにガバナーエレクト事務所まで別紙詳細をご記入・ご提出頂きますようお願い致します。

敬 具

【合同公式訪問の開催スケジュール例】

- 各クラブ役員・理事懇談会 (各クラブ 約 1 時間ずつ)
 - 合同例会 (約 1 時間 (内ガバナーアドレス約 27 分))
- ※順番は例会時間等により自由にご設定ください。

定期建物賃貸借契約書

| | | |
|--------------|--------------|---------------------------------|
| I. 一棟の建物の表示 | 名 称 | ウェスティン都ホテル京都 |
| | 所 在 地 | 京都市東山区栗田口華頂町1番地 |
| | 構 造 ・ 規 模 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上11階 |
| II. 賃貸借物件の表示 | 区 画 賃貸借面積 | 南館7階部分 28.62㎡ (添付図面赤枠の範囲) |
| III. 賃貸借条件 | 使 用 目 的 | 事務所 |
| | 賃 貸 借 期 間 | 2022年 7月 1日から 2023年 6月 30日まで |
| | 賃 料 | 月額金 189,000円 (消費税等を除く。) |
| | 共 益 費 | 賃料に含む |
| | 敷 金 | 金540,000円 |

(特約条項)

1. 甲と乙は、本物件にかかる2022年6月30日付定期建物賃貸借契約の締結時に、乙が甲に預託した敷金金540,000円を、第7条に定める敷金に振り替えるものとする。

2. 第20条第1項の特約

①館内総合案内看板等のサイン消し込み

株式会社近鉄・都ホテルズ（以下「甲」という。）と京都東山ロータリークラブ（以下「乙」という。）とは、頭書Ⅰ欄記載の建物（以下「本建物」という。）内の頭書Ⅱ欄記載の物件（以下「本物件」という。）に関する借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各々記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号
株式会社近鉄・都ホテルズ
取締役社長 西村 隆至

乙

定期建物賃貸借契約条項

(賃貸借)

第1条 甲は、乙に対し、本物件を賃貸し、乙は、これを賃借する。なお、甲および乙は、本契約に基づく賃貸借は、借地借家法第38条に定める定期建物賃貸借であり、本契約の締結に際し、甲が、乙に対し、本契約には更新がなく、賃貸借期間の満了により本契約に基づく賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付してあらかじめ説明したことを、相互に確認する。

(使用目的)

第2条 乙は、本物件を頭書Ⅲ欄記載の使用目的にのみ使用するものとし、これ以外の目的に使用してはならない。また、乙は、当該使用目的に定める営業種目を変更するときは、甲の事前の書面による承諾を得たうえで行わなければならない。

2. 乙は、本建物における他の店舗との競合が生じると甲が認めたときは、当該競合を調整するために甲が行う指示に従わなければならない。

3. 乙は、本建物に乙と同種の営業を行う他の店舗が入居する可能性があることを了解し、この場合において、甲に対し、一切の異議を申し立てない。

(賃貸借期間)

第3条 本物件の賃貸借期間は、頭書Ⅲ欄記載のとおりとする。

2. 本契約は、前項の期間満了により終了し、更新されない。

3. 甲は、賃貸借期間満了の1年前から6ヵ月前までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対して、期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知する。

4. 甲は、前項に規定する通知をしなければ、本契約の終了を乙に主張することができず、乙は賃貸借期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後、乙に対し期間の満了により本契約が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヵ月を経過した日に本契約は終了する。

(賃料)

第4条 本物件の賃料は、頭書Ⅲ欄記載のとおりとし、乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する方法により甲に支払う。

2. 1ヵ月未満の賃料は当該月の日数により日割計算し、百円未満の端数を百円単位に四捨五入した金額とする。

(共益費)

第5条 本物件の共益費は、頭書Ⅲ欄記載のとおりとし、乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定す

る方法により甲に支払う。

2. 1ヵ月未満の共益費は、当該月の日数により日割計算し、百円未満の端数を百円単位に四捨五入した金額とする。

(諸費用の負担)

第6条 乙が本物件を使用するために必要な電灯、電力、給水、給湯、ガス、電話、ごみ処理等の費用および商店会費等は乙の負担とする。

2. 乙は、前項の費用のうち甲または甲の指定する者（以下「甲等」という。）を通じて支払う必要があるときは、甲等の計算に基づき甲等の指定する方法により甲等に支払うものとする。

(敷金)

第7条 敷金は頭書Ⅲ欄記載のとおりとし、乙は当該記載金額を本契約締結後甲の指定する期日までに甲に預託する。なお、敷金には利息を付さない。

2. 甲は、乙が本物件を第20条の定めにしたがって甲に明け渡し、かつ本契約に基づく一切の債務を履行したときに、敷金を乙に返還する。
3. 乙が賃料の支払いその他本契約に基づく債務の履行を怠ったときは、甲は何らの通知催告を要せず任意に敷金をもってこれら債務の弁済に充当することができる。この場合、乙は甲の指定する期日までに敷金の不足額を補填しなければならない。
4. 乙は敷金をもって乙の甲に対する債務の弁済に充当することを主張できない。
5. 乙は敷金返還請求権を他に譲渡し、または担保に供してはならない。

(遅延損害金)

第8条 乙は、本契約により発生する金銭債務について不履行があった場合は、支払期日の翌日から支払いのあった日までその遅延金額につき年14.6%の割合による遅延損害金を加算して甲に支払わなければならない。

(保全管理義務)

第9条 乙は本物件を常に善良なる管理者の注意をもって使用管理し、環境の維持向上に努め防火防災についても、万全を期すとともに、本物件の使用に際しては監督官公署および甲等の指示に従わなければならない。

2. 乙は、本物件使用に起因する事故等により甲または第三者に与える損害に備えるため、損害保険に加入しなければならない。

(登記事項または身分等の変更の通知)

第10条 乙の住所、商号、代表者、目的、その他の商業登記事項、または身分上の事項に変更があったときは、乙は、甲に対し、書面をもって直ちに通知しなければならない。

(立入権)

第11条 甲等は、甲が管理上必要と認めるときは、事前に乙に通知したうえで本物件内に立ち入り、点検等適宜の措置を講じることができる。

2. 緊急または非常の場合や天災地変等により本施設に重大な損傷が生じ、または生じる恐れがあり緊急な補修等工事（以下「緊急補修工事」という。）を要することとなったときは、甲等は乙に通知することなく本物件内に立ち入り、緊急補修工事の施工上必要な措置を講じることができるものとし、事後速やかに状況および措置の内容を乙に通知するものとする。

3. 前二項の場合、乙は甲等に協力しなければならない。

(禁止行為)

第12条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本契約に基づく権利の全部または一部を譲渡し、または担保に供すること。
- (2) 本物件の全部または一部を譲渡し、もしくは甲の文書による承認を得ないで転貸し、または共同経営その他名目の如何を問わず第三者に使用させること。
- (3) 本物件内で居住、宿泊すること。
- (4) 甲の文書による承認を得ないで、甲が定める箇所、場所、方法以外に乙の商号、店名、広告、その他の表示をすること、もしくは乙以外の表示、広告等を行うこと。
- (5) 甲の文書による承認を得ないで、本物件内の乙の設備、造作等を変更すること。
- (6) 本物件内において公序良俗に反する行為をなし、爆発物等の危険物を取扱い、または著しい喧騒行為をなすこと。
- (7) 本物件または本建物もしくは本建物の敷地内の施設物に損害を及ぼす行為を行うこと。
- (8) 本建物の安全・静粛・品位を損する行為、維持運営を妨げる行為または他の賃借人その他の第三者に迷惑・不快を及ぼす行為を行うこと。
- (9) 乙が入手する甲の経営方法、手段等、甲に関する機密情報を第三者に漏洩すること。
- (10) 前各号のほか甲に対する背信的な行為をなすこと。

(資産帰属および公租公課の負担区分)

第13条 本物件にかかる資産の所有権は、工事区分表に定める区分に従い甲、乙それぞれに帰属する。ただし、乙資産のうち本物件の主体構造物と分離することが困難な部分または主体構造物に影響を与える部分については、その所有権は本契約の解約、解除もしくは終了時において甲に帰属するものとし、乙は、これについて甲に対して有益費その他名目の如何を問わず一切の金員を請求できないものとする。

2. 乙資産に賦課される公租公課は乙の負担とし、乙は公租公課負担にかかわる書類を甲の指示に従い甲に提出するものとする。

(改造、修繕等)

第14条 本物件にかかる改装または改造工事の施工区分および工事費負担区分は、別紙の工事区分表に定める区分に従うものとし、乙は、B工事に要する費用については甲の指定する方法により甲に支払う。

2. 本物件にかかる修繕または保守に要する工事の施工区分および工事費負担区分は、工事区分表に定める資産区分に従うものとする。ただし、乙、乙の使用人、乙の業者その他乙の関係者（以下「乙等」という。）の異常使用等に起因する甲の資産の修繕等に要する工事費は乙の負担とする。

3. 乙は、本物件内の乙の資産を改装、改造、修繕または機器の新設、増設を行うときは、あらかじめその設計図書を甲に提出し、甲の承認を得、かつ甲の指示に従わなければならない。

4. 甲は、乙が施工する工事が本物件内の甲の資産に影響を及ぼす恐れがあると判断したときは、これを受託施工することができる。この場合、乙はその工事費を甲の指定する方法により甲に支払うものとする。

5. 乙は、甲の資産に修繕もしくは災害予防等の必要がある、または生じる恐れのある箇所を発見したときは、速やかにその旨を甲に通知するものとし、甲および乙は、互いに協力して遅滞なく修繕または予防措置を講じるものとする。

6. 乙は、甲等が甲の資産の改装、改造、修繕、保守等の工事を行うため、本物件の全部または一部の使用を中止する必要があるときは、これを容認しかつ甲等に協力するものとする。

7. 緊急補修工事その他の事由により、甲等が本物件内の乙の資産の移設または撤去を要求したときは、乙はこれに協力するものとする。

8. 本契約においては、民法第607条の2は適用されない。

(損害賠償)

第15条 乙等が故意または過失により、甲または他の賃借人その他の第三者に損害を与えたときは、乙は直ちに甲に報告するとともに、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第16条 天災地変、火災、盗難、諸設備の故障、その他甲の責に帰すことのできない事由により乙が受けた損害については、甲はその賠償の責を負わない。

2. 第三者の故意または過失により乙が受けた損害については、事態の如何にかかわらず、甲はその賠償の責を負わない。

3. 第11条第2項、第14条第6項および第7項に記載の事由に伴う本物件の使用上の制約により乙に損害が生じても甲はその賠償の責を負わない。

(解約)

第17条 甲または乙は、賃貸借期間中に本契約を解約しようとするときは、6か月前に書面による予告をもって相手方に通知しなければならないものとし、この場合、本契約は、当該予告期間の満了と同時に終了する。ただし、乙が、当該通知を行い、かつ、本契約に基づく一切の債務を履行したうえで本物件を明渡す場合には、当該明渡し完了日以降当該通知から6か月が経過する日までの分に相当する賃料を甲に対し支払うことにより即時に本契約を解約することができる。

2. 乙は、賃貸借期間の開始前に本契約を解約しようとするときは、甲に対し、違約金として、賃料の6か月分相当額を支払わなければならない。なお、当該違約金の支払は、賃貸借の準備に要した費用その他の損害が甲にある場合において、甲が、乙に対し、当該損害の賠償を別途請求することを妨げるものではない。

(本契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告その他の手続きを要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。甲に損害のある場合は、甲はその損害賠償を乙に請求できるものとする。

- (1) 賃料、共益費その他甲に対する金銭債務の履行を3回以上怠ったとき。
 - (2) 甲の承認を得ないで営業を休止したとき。
 - (3) 乙が解散し、または破産、民事再生、会社更生等の手続きの申立てがあったとき。
 - (4) 財産の差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは滞納処分を受け、または競売の申立てがあったとき。
 - (5) 所轄官庁から営業につき取消または停止の処分を受けたとき。
 - (6) 本契約の各条項またはこれに付随する契約、規則その他甲乙間の約定に違反したとき。
 - (7) 前各号に定める他、甲乙間の信頼関係が失われ、本契約を継続しがたいと甲が認めるとき。
2. 前項により賃貸借期間内に本契約が解除された場合において、乙は、6か月分の賃料および共益費相当額を違約金として甲に支払わなければならない。なお、当該違約金の支払いは、第20条第5項の定め適用、および甲に当該違約金を超える損害がある場合において、甲が、乙に対し、当該損害の賠償を請求することを妨げるものではない。

(天変地変等による使用収益不能)

第19条 天変地変その他甲乙双方の責に帰することのできない事由により本物件の一部について使用および収益をすることができなくなった場合には、乙は甲に対し、その旨を書面により通知したうえで、賃料減額の可否その他の事項につき協議を申し入れることができるものとする。

る。

2. 前項の場合において、減額の対象となり得る賃料は、前項の通知を甲が受領した日以降の賃料のみとし、同日より前の賃料については、減額されないものとする。
3. 天変地変その他甲乙双方の責に帰することのできない事由により本物件の全部について使用および収益をすることができなくなった場合には、本契約は、当然にその効力を失う。なお、これによって甲または乙の被った損害については、互いにその責を負わない。

(明渡しおよび原状回復義務)

第20条 本契約が解約、解除され、もしくは終了したときは、乙は遅滞なく甲に対し負担する一切の債務を履行するとともに、本物件内に付加または設置した造作、設備その他の乙の資産を収去し、乙の希望に基づき甲が設置した甲の資産についても、甲の請求があるときはこれを取り外して甲に引渡し、本物件およびその付属設備、造作その他甲の資産の破損・損耗・汚損箇所を修繕し、本物件を甲が本物件の賃貸借を開始した日（従前の契約が存在する場合には、当初の契約にかかる賃貸借を開始した日）における原状（工事区分表におけるA工事部分の工事のみを行った状態をいい、以下「原状」という。）に復し、特約条項2に定める事項を履行したうえで、甲に明渡すものとし、これに要する一切の費用は、乙が負担する。なお、乙の資産のうち、甲の資産と分離することが困難であるか（分離できないまたは分離するのに過分の費用を要する場合を含む。）、または分離により甲の資産に影響を生じる恐れがあるものについても、上記同様とするが、甲から請求を受けたときは、乙は、甲に対し、無償にて、当該部分の所有権を放棄し、当該部分を存置する。

2. 前項に定める原状に復する工事は、甲または甲が指定する業者が行うこととし、その一切の費用は乙が負担するものとする。
3. 乙が本物件を明渡しした後、本物件内に残置されたものがあるときは、甲は乙がその所有権を放棄したのものとして、任意にこれを撤去のうえ処分することができる。ただし、これに要した費用は乙が負担するものとする。
4. 乙は、本物件の明渡しに際し、甲に対して移転料、立退料、補償金その他名目の如何を問わず一切の金員を請求できない。また、乙は、本物件内の乙の資産の買取りを甲に請求することはできない。
5. 乙が本契約の終了と同時に本物件を明渡さないときは、乙は本契約の終了日の翌日から明渡し完了日まで、賃料および共益費相当額の倍額の損害金を甲に支払い、かつ明渡しの遅延により甲が損害を被ったときはその損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力等の排除)

第21条 甲および乙は、本契約締結日および本契約期間中において、反社会的勢力排除のため、次

の各項を遵守しなければならない。

2. 甲および乙は、次の各号の事項を確約する。

(1)自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。

(3)自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

①相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。

②偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

3. 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為をおこなってはならない。

(1)本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動拠点に供すること。

(2)本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動をおこない、または威勢を示すことにより、甲、その他の賃借人、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。

(3)本物件を反社会的勢力に占有させ、または本物件に反復して反社会的勢力を出入りさせること。

4. 甲または乙は、その相手方が前2項に違反した場合には、何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。

(館内管理規則等)

第22条 乙は、本物件を使用するに際し、甲が定める館内管理規則その他の諸規則を遵守しなければならない。

(再契約)

第23条 甲および乙は、賃貸借期間の満了日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約（以下「再契約」という。）について合意したときは、再契約を締結することができる。

2. 甲および乙は、再契約する意向があるときは、通知期間においてその旨を相手方に通知するものとする。

3. 再契約を締結した場合には、本契約の終了時において、第20条の規定は適用しない。ただし、同条に定める原状回復義務は、再契約が終了する日までなお有効であるものとし、乙は再契約終了後、甲、乙協議のうえ定める期限までにこれを履行しなければならない。

4. 再契約を締結した場合には、第7条に定める敷金を再契約に基づき乙が甲に預託すべき敷金に充当することができる。ただし、充当額が再契約の敷金に不足するときは、乙は遅滞なく不足額を補填しなければならない。

(消費税等)

第24条 本物件の賃料等に賦課される消費税および地方消費税は乙の負担とし、乙はこれらを甲の指定する方法により甲に支払うものとする。

(送金経費の負担)

第25条 乙が賃料等を甲に送金する際の振込手数料等は、乙が負担するものとする。

(公正証書)

第26条 乙および連帯保証人は、甲が請求したときはいつでも、本契約の各条項につき強制執行認諾約款付公正証書を作成することに同意する。

(守秘義務)

第27条 甲、乙および連帯保証人は、賃貸借期間中に限らず、その後においても、本契約の内容、本契約の締結および履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩してはならない。ただし、法令上公開または開示する必要がある場合、官公庁より照会を受けた場合その他正当な事由があるときは、この限りではない。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関し甲乙間で紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(規定外事項)

第29条 本契約に定めのない事項または解釈に疑義が生じたときは、甲および乙は、民法その他の法令および慣習に従い、誠意をもって協議のうえ解決する。

(以上)

工事区分表

| | | A工事 | B工事 | C工事 | 備考 |
|------------------|-------------------|---------------------------------|------------------|-----------------|----|
| 資産区分 | | 甲 | | 乙 | |
| 工事施工区分 | | 甲 | | 乙 | |
| 工事費負担区分 | | 甲 | 乙 | | |
| 維持管理区分 | | 甲 | | 乙 | |
| 建 築 工 事 | 躯体 | 全工事 | — | — | |
| | 床 | 既存床材まで | — | A工事以外の全工事 | |
| | 天井 | 既存天井まで | — | A工事以外の全工事 | |
| | 柱 | 既存仕上げまで | — | A工事以外の全工事 | |
| | 区画間 間仕切り | ガラスサッシおよび壁面 既存仕上げまで | — | A工事以外の全工事 | |
| | 店舗内間仕切り | — | — | 全工事 | |
| | 建具 | 既存建具(防火扉含む) | — | A工事以外の全工事 | |
| 電 気 設 備 | 受変電設備 | 全工事 | — | — | |
| | 幹線設備 | 区画内分電盤まで(既存位置・容量) | 乙の都合による 移設、増強 | A、B工事以外の 全工事 | |
| | 動力設備 | — | — | 全工事 | |
| | 電灯、コンセント、 照明設備 | — | — | 全工事 | |
| | 電話設備 | 区画内端子盤まで(既存位置・回線数) | 乙の都合による 移設、増設 | A、B工事以外の 全工事 | |
| 空 調 設 備 | 冷暖房設備(全館空調) | 区画内ダクト突き出し まで(既存位置・既存 容量) | 乙の都合による 移設、増設 | A、B工事以外の 全工事 | |
| | 換気設備 | 区画内ダクト突き出し まで(既存位置・既存 容量) | 乙の都合による 移設、増設 | A、B工事以外の 全工事 | |
| | 個別空調 | — | — | 全工事 | |

| | | A工事 | B工事 | C工事 | 備考 |
|---------------------------------|---|---------------------------|--------------------------------|-----------------|----|
| 給 排 水 衛 生 設 備 | 給水、給湯設備 | 区画内バルブ止まで (既存位置・既存容量) | 乙の都合による 移設、増設 | A、B工事以外の 全工事 | |
| | 排水設備 | 区画内床突き出しまで (既存位置・既存容量) | 乙の都合による 移設、増設 | A、B工事以外の 全工事 | |
| | 衛生器具 | — | — | 全工事 | |
| 防 災 設 備 | 自動火災報知設備、非常 放送設備、非常照明、誘 導灯、スプリンクラー、 消火栓、機械排煙設備 | 既存位置及び数量まで | 乙の都合による既存 位置・個数からの移 設、増設 | — | |
| | 消火器 | — | — | 全工事 | |
| そ の 他 | 家具、什器、器具備品 | — | — | 全工事 | |
| | 店舗サイン・看板 | — | — | 全工事 | |
| | 防犯設備 | — | — | 全工事 | |

覚 書 (案)

株式会社近鉄・都ホテルズ(以下「甲」という。)と京都東山ロータリークラブ(以下「乙」という。)とは、平成12年6月30日付で株式会社都ホテル(平成14年3月1日付で近鉄ホテルシステムズに吸収合併、平成27年4月1日付で株式会社近鉄・都ホテルズに商号変更)と乙が名称変更した京都山科ロータリークラブの間で締結した、甲の施設7階部分の事務室賃貸借契約書(以下、「原契約」という。)について以下のとおり覚書(以下、「本覚書」という。)を交換する。

第1条 原契約の第1条に定める賃貸借物件を以下のとおり変更する。

(賃貸借物件の表示)

南館7階 28.62㎡(添付図面赤枠の範囲)

第2条 原契約の第3条に定める賃貸借契約期間を、2021年7月1日から2022年6月30日まで更新する。

第3条 原契約の第4条に定める賃料を、月額189,000円也(消費税等別)とする。

第4条 原契約の第7条2項に定める敷金は改訂しない。

第5条 甲および乙は、原契約締結日および原契約期間中において、反社会的勢力排除のため、次の各項を遵守しなければならない。

2. 甲および乙は、次の各号の事項を確約する。

(1)自らまたは自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(2)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、原契約の締結をするものではないこと。

(3)自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

①相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。

②偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

3. 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為をおこなってはならない。

(1)本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動拠点に供すること。

(2)本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動をおこない、または威勢を示すことにより、甲、その他の賃借人、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。

(3)本物件を反社会的勢力に占有させ、または本物件に反復して反社会的勢力を入りさせること。

4. 甲または乙は、その相手方が前2項に違反した場合には、何らの催告もせずして、

原契約を解除することができる。

第6条 上記以外の条項については、原契約のとおりとする。

第7条 本覚書の交換により、原契約に基づく、甲乙間で2020年6月30日交換の覚書は失効する。

第8条 本覚書交換の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

[甲]

[乙]

●ロータリーカードについて

2000年9月に国際ロータリーは、クレジットカード・プログラムを開始しました。世界全体で、2000年以來のロイヤリティーは総額約860万ドルに上り、うち360万ドルはポリオ撲滅のために使われています。

日本では現在、ロータリーカードは、オリコとダイナースカードの2社が取り扱っています。

ロータリーカードは、一般的なクレジットカードと使い勝手はほぼ同じです。ポイントも他のカードと同じです。違うのは、皆さんがロータリーカードでお支払いしますと、ご利用金額の0.3%が、カード会社からロータリー財団に自動的に寄付されることです。

1. オリコ

スタンダードカード（シルバー）、ゴールドカード、ビジネスカードの3種類のカードがあります。

ゴールドカードの年会費（年間 11,000 円）のうち 3,000 円が、オリコからロータリー財団に自動的に寄付されます。また、ご利用金額の 0.3% が財団へ寄付されます。スタンダードカード（シルバー）は年会費無料ですので、年会費からの寄付はありませんが、ご利用金額の 0.3% の寄付は同様です。

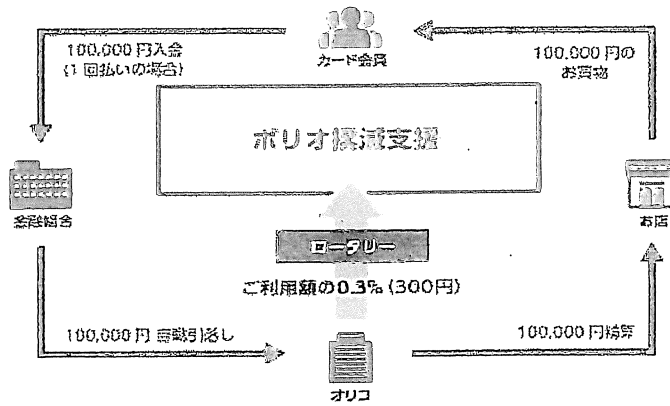
これらの寄付は、オリコがロータリーマークを使用するロイヤリティーとして寄付していますので、ロータリアンの皆様の負担は一切ありません。一般的なクレジットカードと同様、利用額 1,000 円に対してポイントが 1 ポイント付与されます。このポイントがたまると、他のカードと同様に様々な商品に交換するか、1,000 ポイントを 5,000 円分としてロータリー財団への寄付に交換することができます。ポイント交換による寄付金は、個人もしくはクラブの年次基金に計上されます。

ビジネスカードは、1 法人当たり最大 20 枚のカードを発行することができます。1 枚につき 3,300 円の年会費です。ロータリー財団への寄付は、利用金額の 0.5%、年会費の中から 1 枚当たり 1,500 円が自動的に支払われます。ポイント制度はありません。それぞれのカード別の明細書が発行されますので、法人全体の経費はもちろん、個人別の経費がチェック出来ます。

オリコ・ロータリーカードの比較表

| | ゴールドカード | スタンダードカード | ビジネスカード |
|--------|---|---|------------------------------------|
| 対象者 | 個人 | 個人 | 法人 |
| 年会費 | 11,000 円（税込） | 無料 | 1 枚につき 3,300 円（税込） |
| 発行枚数 | 1 枚（配偶者カード有） | 1 枚（配偶者カード有） | 最大 20 枚 |
| 利用可能額 | 200 万円～500 万円 | 80 万円～200 万円 | （法人 10 万円～1,000 万円） |
| 財団への寄付 | 利用額の 0.3%、 年会費の内 3,000 円 | 利用額の 0.3% | 利用額の 0.5%、 年会費の内 1,500 円/1 枚につき |
| 付属サービス | 海外、国内旅行傷害保険、 紛失盗難保障 | 紛失盗難補償 | 海外、国内旅行傷害保険、 紛失盗難保障 |
| ポイント交換 | 1,000 p → 5,000 円として、 年次基金寄付へ加算する ことが可能 | 1,000 p → 5,000 円とし て、年次基金寄付へ加算 することが可能 | ポイント制度なし |

ロータリーカードをご利用いただくと、ご利用金額の0.3%がロータリーに還元され、ポリオ撲滅に役立てられます。0.3%はオリコの負担となりカード会員の皆様には一切負担がかりません。



ロータリーカード寄付の仕組み

| | | ビジネス | ゴールド | スタンダード | |
|---------------|------|--|-------------------|----------------|--|
| カードショッピングでの寄付 | 寄付金額 | ご利用金額の0.3% | | ご利用金額の0.3% | |
| | 目的 | ポリオ撲滅のための資金 | | | |
| | 手続き | 自動(手続き不要) | | | |
| | その他 | 個人・クラブの年次基金には加算されません。毎月のご利用金額に応じて翌月に計上されます。 | | | |
| 年会費での寄付 | 寄付金額 | カード1枚当たり1,500円 | カード1枚当たり3,000円 | 対象外 (年会費無料) | |
| | 目的 | ポリオ撲滅のための資金 | | | |
| | 手続き | 自動(手続き不要) | | | |
| | その他 | 個人・クラブの年次基金には加算されません。毎年1~12月の年会費に応じて翌年3月に計上されます。 | | | |
| ポイント交換での寄付 | 寄付金額 | 対象外 (ポイント制度無) | 1,000ポイントで5,000円 | | |
| | 目的 | | 個人・クラブの年次基金 | | |
| | 手続き | | 交換手続き要 | | |
| | その他 | | 個人・クラブの年次基金として交換* | | |

*毎年少済までに交換申請したものが5月にロータリー財団への寄付となります。(超過上の超過額は受けられません)4月1日~6月末日までに交換申請したポイントは次年度計上となります。

ロータリーカードポイント交換手順

[ロータリー財団への寄付]は、インターネットまたは電話でカンタン・スピーディに24時間簡単いただけます。

- 商品番号9405「ロータリー財団への寄付(個人の年次基金に計上分)」(1,000スマイル:5,000円分)
- 商品番号9410「ロータリー財団への寄付(クラブの年次基金に計上分)」(1,000スマイル:5,000円分)

eオリエントサービス ① eオリエントサービスにログイン ② 各スマイルメニューをクリック ③ 交換する商品を選ぶ
 オリコWebサービス ① 0120-911-004 ② カード番号と暗証番号を入力 ③ 交換する商品の商品番号・数量を入力

2. ダイナースクラブ

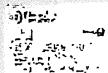
クラブカード(ダイナースコーポレートカード)、ロータリー個人カード(ダイナースクラブ)の2種類のカードがあります。

クラブカード(ダイナースコーポレートカード)は、クラブ、地区委員会で幅広くご利用いただけます。クラブ例会費用のお支払、親睦会など、ご利用総額は1億7千万円を超えました。効率的な経費のお支払いに加え、ご利用額の0.3%がポリオ撲滅の活動支援金として還元される優れた仕組みです。(注)2650地区では、地区への支払いには使用できません。

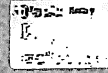
「ロータリー個人カード(ダイナースクラブ)」は、クラブカード同様にご利用額の0.3%が還元されます。さらに、皆様の事業経費のお支払にもご利用いただけるカードもご用意しています。詳細は別ページに掲載の資料をご確認ください。

75777-1に送付
/ 2013年 送金口座の申し込み
0.3%は
全国で2013年ポリオ撲滅活動資金に

ロータリーダイナースクラブカードのご利用が、社会貢献に繋がります。



ロータリーダイナースクラブコーポレートカード



個人用カードはこちら

ロータリーダイナースクラブコーポレートカード 3つのメリット

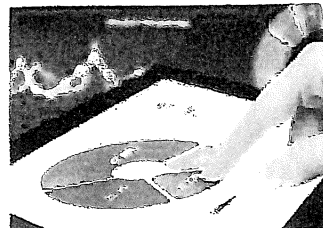
クラブ、地区、地区委員会カードで発生する経費のお支払いでもポリオ撲滅に貢献。

クラブの主となる社会貢献活動や寄付以外にも、その他の活動や日常発生する経費を本カードでお支払いいただくと、ポリオ撲滅に貢献いただけます。



経費処理を効率化。振込手数料もかかりません。

1年を通じて社会貢献活動にかかる経費処理を各地区やクラブなどの口座で一元管理していただけます。
本カードのご利用で、支払いや精算などの経費処理にかかる人的・時間的コストの削減ができるうえ、多数あった振込手数料もなくなり、ダイナースクラブカードでのお引落としのみとなります。



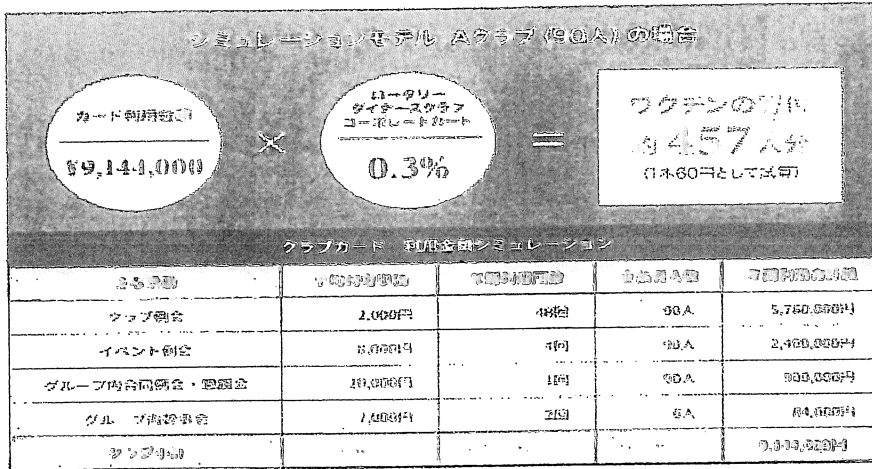
カードの年会費が無料です。

本カードは経費の一元化および精算の合理化、そして言付金の最大化に貢献するカードです。さらに、運用コストがかからない年会費無料のカードとして発行します。



ポイント付の通信費がワケテンとして使用された場合

経費のお支払いにロータリー ダイナースクラブ コーポレートカードを
ご利用いただくだけで…



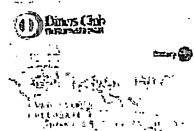
Rotary × Diners Club

ロータリー ダイナースクラブ コーポレートカード お申し込み

クラブカード

ご入会資格

会長、副会長、幹事、会計、
理事、会長エレクト、次期副
会長、次期幹事、次期会計、
次期理事の方が対象

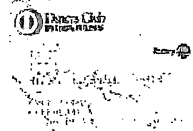


クラブカードのお申し込みはこちら

地区カード

ご入会資格

月パトナー、月パトナー補佐、地
区代表幹事、月パトナーエレクト
月パトナーノミニー、直前
月パトナー、次期月パトナー補
佐、次期地区代表幹事、次期
地区会計の方が対象

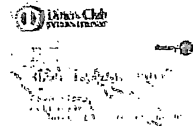


地区カードのお申し込みはこちら

地区委員会カード

ご入会資格

地区内の各委員会委員長、地
区内の次期各委員会委員長の
方が対象



地区委員会カードのお申し込みはこちら

お申し込みの流れ

入会申込書の請求

ご希望の入会申込書をEメールで
ご請求ください。
※ご住所をお知らせください。

入会申込書の送付

必要事項をご記入、署名・捺印の
うえ、ご本人捺印を確認できる書類
を同封して返信用封筒でご返送く
ださい。

※入会申込書のカード申込書は現在ウェブ
上でお申し込み専用カード申し込みページは
ございません。

クレジットカードの届振り

当社所定の入会審査手続後、ク
レジットカードをお送りします。
※クレジットカードの送付先はご住所の正
確な住所に送付いたします。

Q15

本プログラムに関する問い合わせ先はありますか？

詳しくは

A15

本プログラムに関するお問い合わせは下記までお願いいたします。
※ご入会に関するお問い合わせはメールセンター
0120-041 962 (平日 10:00～20:00 / 土・日・祝 10:00～18:00)

2021年7月吉日

国際ロータリー 第2650地区
財団委員会 御中三井住友トラストクラブ株式会社
大阪営業部 福満 信明ロータリーダイナースクラブ コーポレートカード (クラブカード) のご案内

拝啓 第2650地区の皆さまにおかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素はダイナースロータリークラブカードの普及促進につきまして格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ロータリーダイナースクラブ コーポレートカード (クラブカード) に関し、カードの概要、実績 (期中) 並び、ご質問等のQ & Aをまとめましたのでご案内申し上げます。

本年度におきましても、クラブカード推進にご協力いただけますよう、よろしく願い申し上げます。

敬具

1. ロータリー ダイナースクラブ コーポレートカードの概要

- ・ 各ロータリークラブ専用のクレジットカード。必要経費 (クラブ例会費、出張、研修会等公的支出、RI への人頭分担金、IM 経費等) のカード決済が可能です。
- ・ カード利用額の0.3%がロータリーインターナショナルを通じてポリオ撲滅の活動資金となります。
- ・ カード年会費無料。ETCカード発行無料。
- ・ カード有効期間は原則1年。(本来はカード発行後5年間有効。役職満了により退会手続き。)
- ・ カード申込み時期は原則5月～10月迄ですが、同期間以外での申込みについても別途相談可能。
- ・ クラブカード申込対象者は、会長、副会長、幹事、会計、理事、会長エレクト、次期副会長、次期幹事、次期会計、時期理事 等。なお事務局員についても、クラブ内で承認され会長のサインある同意書を申込書と一緒に提出いただくことで特別にカード発行可能。

2. クラブカード実績について 2020年7月～2021年5月 (期中)

- 全クラブカードの上記期間のカードご利用額は2億6,856万円となり、そのうち、クラブカードご利用額は2億3,339万円、86.9%を締めております。
- 第2650地区のクラブカード採用は3クラブ (舞鶴、近江八幡、京都北東) で、ご利用額は712万円、全体シェア2.6%となります。

3. クラブカード実績表 次ページをご参照下さい。

| | 地区名 | 所在地域 | R C数 | 会員数 | 総計 | |
|------|-------|---------------------------|-------|------------|--------------|------------|
| | | | | | クラブカード | 委員会カード |
| 第1 | 2500 | 北海道東部 | 67 | 2,291 | ¥775,081 | ¥0 |
| | 2510 | 北海道西部 | 70 | 2,632 | ¥6,227,825 | ¥129,070 |
| | 2520 | 岩手・宮城 | 78 | 2,227 | ¥6,126,859 | ¥0 |
| | 2530 | 福島 | 65 | 2,330 | ¥287,763 | ¥0 |
| | 2540 | 秋田 | 42 | 1,140 | ¥873,620 | ¥0 |
| | 2550 | 栃木 | 50 | 1,749 | ¥0 | ¥0 |
| | 2560 | 新潟 | 56 | 2,092 | ¥1,912,963 | ¥647,457 |
| | 2570 | 埼玉西北 | 50 | 1,624 | ¥3,750,140 | ¥0 |
| | 2770 | 埼玉南東 | 74 | 2,542 | ¥16,116,316 | ¥0 |
| | 2790 | 千葉 | 82 | 2,824 | ¥28,166,525 | ¥1,639,904 |
| | 2800 | 山形 | 49 | 1,598 | ¥804,461 | ¥0 |
| | 2820 | 茨城 | 56 | 1,988 | ¥603,270 | ¥0 |
| | 2830 | 青森 | 41 | 1,172 | ¥1,508,200 | ¥0 |
| | 2840 | 群馬 | 45 | 2,106 | ¥583,331 | ¥0 |
| 第2 | 2580 | 東京・沖縄 | 71 | 3,025 | ¥3,940,882 | ¥0 |
| | 2590 | 神奈川 | 55 | 2,013 | ¥2,790,450 | ¥0 |
| | 2600 | 長野 | 54 | 1,982 | ¥1,300,256 | ¥0 |
| | 2610 | 富山・石川 | 64 | 2,671 | ¥7,207,047 | ¥0 |
| | 2620 | 山梨・静岡 | 79 | 2,985 | ¥2,389,084 | ¥0 |
| | 2630 | 岐阜・三重 | 75 | 3,247 | ¥0 | ¥0 |
| | 2750 | 東京・北九州諸島・グ アム・ミッドア・アラオ | 98 | 4,788 | ¥41,033,828 | ¥27,828 |
| | 2760 | 愛知 | 85 | 4,901 | ¥49,025,126 | ¥2,608,375 |
| 2780 | 神奈川 | 68 | 2,398 | ¥1,953,201 | ¥0 | |
| 第3 | 2640 | 大阪南部・和歌山 | 68 | 1,846 | ¥3,948,751 | ¥0 |
| | 2650 | 福井・京都・滋賀・奈良 | 96 | 4,643 | ¥7,121,664 | ¥0 |
| | 2660 | 大阪北部 | 80 | 3,623 | ¥29,032,876 | ¥0 |
| | 2670 | 香川・愛媛・徳島・高知 | 74 | 3,039 | ¥1,534,510 | ¥0 |
| | 2680 | 兵庫 | 71 | 2,770 | ¥871,613 | ¥84,710 |
| | 2690 | 岡山・鳥取・島根 | 66 | 3,056 | ¥408,545 | ¥0 |
| | 2700 | 福岡・佐賀・長崎 | 61 | 3,202 | ¥2,849,519 | ¥0 |
| | 2710 | 広島・山口 | 73 | 3,323 | ¥305,971 | ¥0 |
| | 2720 | 熊本・大分 | 75 | 2,466 | ¥490,010 | ¥0 |
| | 2730 | 鹿児島・宮崎 | 67 | 2,425 | ¥3,488,465 | ¥0 |
| 2740 | 長崎・佐賀 | 56 | 2,222 | ¥5,969,343 | ¥0 | |
| | 合計 | | 2,261 | 88,940 | ¥233,397,495 | ¥5,137,344 |

※次ページ以降に「よくあるご質問に関する Q&A」「申込み前後の皆さまの声」を添付いたします。参考までにご覧ください。

| よくあるご質問に関する Q & A | |
|-------------------|---|
| Q1 | 1クラブで最大何枚まで発行可能か？また複数枚の発行を希望する場合、申込書は何枚提出する必要があるか？ |
| A1 | 各クラブで最大 5 枚を目安にお申し込み可能です。お申込みカードのご利用者ごとになります。例えば 5 名のカード発行が必要な場合、5 名の方にそれぞれ申込書、同意書、本人確認書 ID（免許証等の写し）のご提出が必要となります。 |
| Q2 | 対象者はいつでも入会可能か？ |
| A2 | いつでもお申込み可能です。例会、懇親会、クリスマス会等のお支払いにご利用の場合はお早めにお申し込みください。 |
| Q3 | 既に個人でダイナースクラブカードを保有しているが、あらためてクラブカードを追加で申し込み可能か？ |
| A3 | お申込み可能です。本カードはロータリー活動で発生する公費（経費）を決済する専用カードのため、現在お手持ちのダイナースクラブカードとは利用目的が異なります。もちろん保有中のカードは併用してご利用可能です。 |
| Q4 | クラブカードで指定する引落口座はどのような口座を設定すればよいか？ |
| A4 | 各クラブにより公費（経費）を決済するため使用する金融機関口座をご指定ください。お申込み時に、申込書下部の「預金口座振替依頼書」に口座振替する金融機関の口座情報をご記入・捺印ください。 |
| Q5 | クラブ事務局の経費を継続的にカード払いし、ポリオ撲滅に貢献したいが事務局員は申込み可能か？ |
| A5 | はい、お申込み可能です。申込書と合わせて提出する同意書にて必ず現会長さまにサインにて承認をお願いします。 |
| Q6 | 事務局員の申込み方法について詳しく教えて欲しい。 |
| A6 | 前述の通り会長に承認いただき、申込書上で事務局員の方のお名前、ご自宅住所及びご勤務先情報は〇〇ロータリークラブ、クラブ住所等ご記入ください。会員 ID 記載欄は空欄のまま構いませんがその他の項目はすべて記入の上ご提出ください。（恐れ入りますがクレジットカード発行の為、昨年の所得、ローン借入状況、勤続年数等のご記入も漏れなくお願いいたします。） |
| Q7 | カード利用請求書に相当する「ご利用代金明細書」はクラブの事務局宛へ送付可能か？ |
| A7 | 原則、カード利用者のご自宅、現在お勤めの勤務先宛て送付となります。事務局員の方はご勤務先がロータリークラブ事務局のため、勤務先 = 事務局宛へ送付可能です。 |
| Q8 | カード利用した内容を Web で確認する方法はあるか？ |
| A8 | ダイナースクラブホームページから「クラブ・オンライン」にご登録いただくご利用明細をご確認いただけます。ホームページの上部にある「クラブ・オンライン」ボタンからご登録いただけます。 http://www.diners.co.jp/ja/index.html 登録後、ID と仮パスワードをメールでご案内。仮パスワードを任意のパスワードへ変更し登録完了です。いつでも最新のカード利用データをご確認いただけます。クラブカード以外でダイナースクラブカードをお持ちでも、本 ID はカード単位で別管理となるため安心です。 |
| Q9 | キャッシングサービスやローン、リボルビング払いは利用可能か？ |
| A9 | キャッシングサービス、ローン、リボルビングはご利用いただけません。 |
| Q10 | 本プログラムの問い合わせはどこにすればよいか？ |
| A10 | 下記担当までお願いします。 三井住友トラストクラブ株式会社 大阪営業部 福満 信明 TEL：06-7669-1236(代表) 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号 住友ビルディング 6 階 (平日 9:00~17:00/土・日・祝休み) |

| 専任の担当の皆さまの声 | |
|-------------|---|
| 前 1 | 現状の振込み、送金の精算方法を変えるのは面倒、現状の送金払いで問題ない。 |
| 後 1 | 銀行振込みで窓口へ行ったり待たされたりする時間を削減でき、年間合計で数万円払っていた振込手数料も削減できた。 |
| 前 2 | カードでの支払いは面倒なのでは？ |
| 後 2 | 個人立替や事前集金の一時的口座滞留の処理が面倒だったが、カード払いの変更でその手間が省け、支払い記録も残るので経費管理が透明化できた。 |
| 前 3 | わざわざカード払いにしなくても、支払い手続きは事務局員がすべて対応してくれる。 |
| 後 3 | 請求先毎の振込の多くがカード精算に代わり、振込手数料の削減に加えて支払い業務が効率化され事務局員にも好評。 |
| 前 4 | カードの入会、退会手続きが良くわからないし、1年ごとに入会、退会手続きするのは面倒。 |
| 後 4 | 初回は面倒を感じるが、1年ごとの入会、退会は年1回だけと前向きに考え、この制度に慣れてしまえばカード利用は便利だし、払うべき経費の払い方を変えるだけでポリオ撲滅支援に貢献できる。 |
| 前 5 | カードで支払う機会がない |
| 後 5 | 例会会場や昼食費用の支払いがメインと考えていたが、人頭分担保やロータリー財団への寄付金支払いやロータリーグッズのまとめ買い、事務用消耗品など100円単位の支払いもカードなら遠慮なく払えるので便利と感じる。まだ、利用範囲はあると思うので他地区、クラブでの利用実例を勉強したい。 |
| 前 6 | クラブの実績につながらない |
| 後 6 | ダイナースクラブから半年ごとに、国際ロータリーにポリオ撲滅支援金が支払われる際に報告される、地区・クラブ別実績表が国際ロータリーに提出されているので、将来的に実績表に基づきポリオ支援加算実績となるよう期待している。 |
| 前 7 | 例会開催場との古い付き合いからカード払いに変更できない |
| 後 7 | 長い目で見てポリオ撲滅支援につながっていくことから、カード払い受け入れのお願いをしており理解を得られカード払いに変更できた。ただ今までの割引などの優遇が受けられなくなることが懸念材料。逆になじみのない店でカード払いを断られるケースはダイナースに相談して、店と相互協力、信頼関係を築けば良いと考えている。 |
| 前 8 | カードを利用できるのが役員だけだと不便 |
| 後 8 | ガバナー、クラブ会長が承諾すれば事務局員の申し込みも可能とのこと、継続的に支払う経費については事務局員名義で申し込みし、利用している。地区やクラブ行事の高額支払いは役員が管理するカードを利用するなど使途を明確化すれば、カードの年会費もかからないし便利に利用できてポリオ撲滅支援に貢献できる。 |
| 前 9 | 毎日利用するわけではないので、カードの保管に困る |
| 後 9 | 事務局員名義のカードは事務局保管としている。役員が利用するカードもあらかじめ利用する予定がわかっているので、利用しない時は事務局金庫へ保管している。 |
| 前 10 | 年度の変り目の期間の口座管理においてカード利用ができない |
| 後 10 | 毎月のカード利用締りが15日、引落日が翌月10日の制度なので、6月16日から月末までのカード利用は7月15日締切、8月10日の引落となるのが口座の記録上問題だったが、ポリオ貢献を第一に考え、未払いを立てたり、当年度口座の解約を延期したり、口座をそのまま継続することを考えたりと過去の会計処理方法を徐々に変えて行く必要があるが、慣習化できれば問題ないと前向きに考えている。 |
| 前 11 | 地区大会やクラブ行事などの高額の利用はカード利用できないのではないか |
| 後 11 | 地区大会での数百万円の高額利用が実証され利用できると納得した。振込の面倒もなく安全に支払える。 |
| 前 12 | カード発行することでの年会費がある経費増につながるのではないか？ |
| 後 12 | 地区、クラブ、委員会用ロータリーカードは年会費が無料であると理解。複数枚発行もできるので経費支払いのカード払い化を進めればどんどん経費が削減できると理解した。 |
| 前 13 | 活動経費のカード利用といっても何に利用できるのか、利用範囲が狭いのでは？ |
| 後 13 | 人頭分担保やロータリー財団への寄付、国際大会登録料などに利用できることを認識した。クラブ事務局で払っているパソコン費用や宅急便などにも利用している。今後はクラブの年会費や地区への支払いにカードが利用できるよう期待する。 |

ロータリーダイナーズクラブ 地区カードについて

(概要：地区活動経費をカード決済により利用額の0.3%が自動的にポリオ撲滅の活動資金に充当される仕組み)



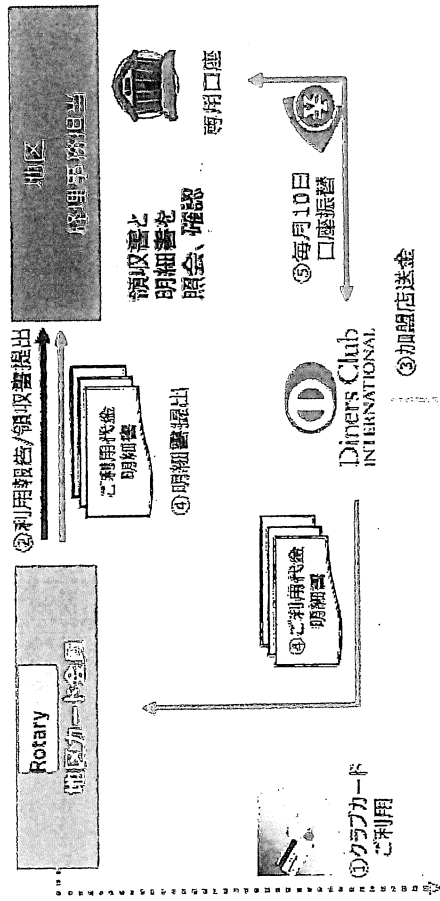
地区カード発行対象者/申込みについて

| 項目 | 内容 |
|---------------------|---|
| カード名称 | ロータリーダイナーズクラブ コーポレートカード (地区カード) |
| 申込対象者 (カード発行担当職) | カードは、以下の役職の皆さまを対象としています。 ⇒ ガバナー、地区幹事、幹事、会計、バスター、エレクト、ミニ一等 |
| 申込方法 | 専用PDF申込書に必要事項をご入力またはご記入のうえ郵送となります。 ※申込書はロータリーホームページよりダウンロード可 www.diners.co.jp/ja/red/rotary/ |
| 申込必要書類 | ①ロータリーダイナーズクラブ コーポレートカード申込書 ②本人確認書類 (免許証または健康保険証の裏表、もしくはパスポート写真及び自宅住所確認できる部分のコピー) ③入会申し込みに関する付帯条件確認/同意書 (カード発行のため申込者以外の役職者の承認をいただくもの) |
| カード有効期間 | 原則、役職引退後は退会手続きください。但し決済権限ある役職を継続される場合、組織内にてご判断のうえカード保有可能です。 ※本来のカードは5年間有効 |
| カード発行時間 | 約2週間を目安 (申込書を三井住友トラストクラブが受領後) |

主な特典/特長

| | | |
|------|-------------|--------------------------------------|
| 特典1. | 年会費 | 年会費無料 (通常1枚あたり12,960円/税込) |
| 特典2. | ポリオ撲滅の活動資金に | カード利用金額の0.3%を毎年2回R Iへ米ドル送金 |
| 特典3. | 立替不要 | 個人口座経由せず、直接、各クラブ専用口座から引落 |
| 特典4. | 業務効率化 | 各種活動や事務所経費の処理を一元管理 |
| 特典5. | 振込手数料 | 現在お支払い時に発生している振込手数料が不要 |
| 特典6. | 限度額 | 事前にオーソリセンターへ一報で上限利用も可能 ^{※1} |
| 特典7. | 空港ラウンジ | 国内・海外約800空港以上で無料で利用可能 |
| 特典8. | ETCカード | カード発行手数料 無料 |

本カード利用方法



加盟店 (事前決済、現場決済、定期的な決済に活用ください。)

| | |
|------------------------------------|--|
| 地区大会の施設利用料費用 例：会費場代のお支払い | 国際大会参加登録費用のお支払い 人頭分担金、ロータリー財団への寄付金 等 |
| 地区大会、国際会議会参加の交通費、宿泊費のお支払い | クラブハウス、図書ロータリーグッズ購入 |
| 地区大会、国際会議会参加の交通費、宿泊費のお支払い | 事務所経費、水道光熱費のお支払い |

※1：1回のご決済で1,000万円以上のご利用される際は、事前にダイナーズにご一報いただくとスムーズに決済可能です。

★オーソリセンター 03-6863-7760 (24時間/年中無休)

2019年7月作成 三井住友トラストクラブ大阪営業部

導入成功事例 / Q & A



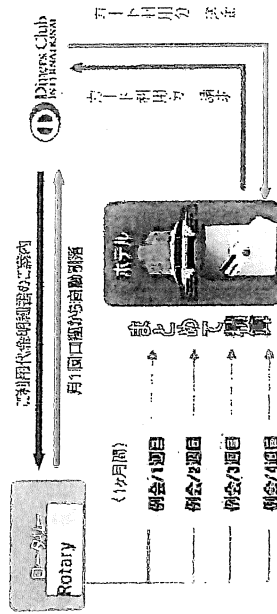
導入成功事例

活用事例：ロータリークラブカード利用で煩雑な振込み手続きを一本化

- ロータリー数：50名 ■クラブ所在地：横浜市 ■利用先：ホテル愛鷹
- 目的：例会会議費用 ■利用回数：週1回 ■例会費用：25万円（1回）

- ・振込み手続きをため銀行窓口まで出向手続きしていた。
- ・支払い次第に、振込手数料が発生していた。

- ・例会会場で毎回精算不要、1ヶ月分をまとめて例会終了後に回サインをして終了。
- ・毎月29日締め、25日頃に利用代金明細書到着、翌月10日口座振替



1. 高額の支払いの場合でも、営業時間を気にして銀行に訪問せず決済が可能になった
 2. 精算費払いと異なり、第三者のカード会社を経由することで透明化できた
 3. ホテル利用等さまざまな請求の支払い先が一括化できた（振込手数料負担になつた）
 4. カード利用にしただけで0.3%のポリオ振興のための支援に貢献できた
- 毎回1,200万円（1回2.5万円×4回）⇒ 毎月振込3,6万円分を振替

- ・振込みのため銀行窓口におねだり出向くのは面倒だったが不要になったのはありがたしい。
- ・振込手数料不要、カード年会費なしは魅力。
- ・役員交代による退会手続きやカード再申込みは確かに面倒だが、年1回しかお仕方がない。
- ・身近で労せずしてポリオ撲滅に貢献できるのは素晴らしいこと。

三井住友トラストクラブ株式会社 大阪営業部 福岡 信明
 TEL：06-7669-1236(代表)
 〒541-0041大阪府大阪市中央区北浜西丁目5番33号
 住友ビルディング5階

クラブの声

ご不明な点は
右記担当まで

Q1 1つのクラブで最大何枚まで発行可能か？また複数枚の発行を希望する場合、申込書は何枚提出する必要があるか？

A1 各クラブで最大5枚を目処にお申し込み可能です。お申込みカードのご利用者ことになります。例えば5名のカード発行が必要
 な場合、5名の方にそれぞれ申込書、同意書、本人確認書ID（免許証等の写し）のご提出が必要となります。

Q2 対象者はいつでも入会可能か？

A2 いつでもお申し込み可能です。例会、懇談会、クリスマス会等のお支払いにご利用の場合にはお早めにお申し込みください。

Q3 既に個人でダイナースクラブカードを保有しているが、あらためてクラブカードを追加で申し込み可能か？

A3 既に個人でダイナースクラブカードを保有しているが、あらためてクラブカードを追加で申し込み可能か？
 お申込み可能です。本カードはロータリー活動で発生する公費（経費）を決済する専用カードのため、現在お手持ちのダイナースクラブカードとは利用目的が異なります。もちろん保有中のカードは併用してご利用可能です。

Q4 クラブカードで指定する引落口座はどのような口座を指定すればよいか？

A4 各クラブにより公費（経費）を決済するため使用する金融機関口座をご指定ください。お申込み時に、申込書下部の「預金口座
 振替依頼欄」に口座振替する金融機関の口座情報をご記入・捺印ください。

Q5 クラブ事務局の経理を総務部にカード払いし、ポリオ撲滅に貢献したいが事務局員は申し込み可能か？

A5 はい、お申し込み可能です。申込書と合わせて提出する同意書にて必ず現会長さまにサインにて承認をお願いします。

Q6 事務局員の申し込み方法について詳しく教えてください。

A6 前述の通り会長のご承認のうえ、申込書上で事務局員の方のお名前、ご自宅住所及びご勤務先情報はOロタリークラブ、住
 所等をご記入ください。会員IDは事務局は空欄のままご記入がその他の項目はすべて記入の上ご提出ください。（恐れ入
 りますがクレジットカード発行の為、昨年の所保、ローン借入状況、勤続年数等のご記入も漏れなくお願いいたします。）

Q7 カード利用請求書に相当する「ご利用代金明細書」はクラブの事務局へ送付可能か？

A7 原則、カード利用者のご自宅、現在お勤めの勤務先宛て送付となります。事務局員の方はご勤務先がロータリークラブ事務局の
 ため、勤務先＝事務局宛へ送付可能です。

Q8 カード利用した内容をWebで確認する方法はあるか？

A8 ダイナースクラブホームページから「クラブ・オンライン」ボタンから登録いただけます。
 例：http://www.diners.co.jp/ja/index.html

Q9 キヤッシングサービスやローン、リボルビング払いは利用可能か？

A9 キヤッシングサービス、ローン、リボルビングはご利用いただけません。
 登録後、IDと仮パスワードをメールでご案内。仮パスワードを任意の
 パスワードへ変更し登録完了です。いつでも最新のカード利用データを
 ご確認いただけます。クラブカード以外でダイナースクラブカードを
 お持ちでも、本IDはカード単位で別管理となるため安心です。

2021年7月6日

会員 各位

京都東山ロータリークラブ

幹事 中村 吉晴

コロナ禍での例会開催のルールについて

コロナ禍が続く中での例会運営について、前年度に続き当面の間、下記のルールを原則とさせていただきます。

会員各位のご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。

記

- 1、 例会への出席は一ヶ月ごとの申告制とし、前月20日までに別紙の出欠連絡票で、例会の受付時に申告して頂くか、メールかFAXにて届け出て頂きます。
期日までに返信がない場合、欠席と解釈し、例会当日のお席や食事のご用意は致しません。原則として幹事や事務局から再確認は致しません、ご容赦ください。
- 2、 前年度同様、地区からの要請もあり、例会への出席は会員の任意とします。
→出席義務は生じない、出席免除となる。
- 3、 マスクの着用、手指のアルコール消毒、検温にご協力をお願い致します。
- 4、 会場は定員の半分以下に抑え、十分な間隔をあげ着席して頂きます。
- 5、 食事はビュッフェスタイルを当面見合わせ、感染状況によって、お弁当をお持ち帰り頂く等、臨機に対応します。
- 6、 出席免除期間中は、ビジターの方（ゲストは除く）の例会への参加はお断りします。

以上

